

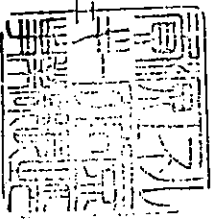
7 資公部第 7 7 号

平成 7 年 2 月 28 日

社団法人 日本瓦斯協会

会長 渡邊 宏 殿

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部長 村田 成



ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 7 年通商産業省令第 3 号）  
及びガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 7  
年通商産業省令第 7 号）の施行に伴う通達に係る所要の整備について

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 7 年通商産業省令第 3 号）及びガス工  
作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 7 年通商産業省令第 7 号）  
の施行に伴い、次のとおり通達に係る所要の整備を行うことといたしましたので通知しま  
す。

1. 「ガス事業法施行規則第 1 9 条第 1 項第 3 号ただし書の規定による承認の基準の改正に  
ついて（5 資公部第 1 1 5 号）の題名及び本文中「第 1 9 条」を「第 2 1 条」と読み替  
えるものとする。
2. 「ガス消費先における保安の確保に係るガス事業法施行規則等の運用について」（6  
0 資公部第 4 3 5 号）」中別紙 2 「自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器について」及  
び別紙 8 「漏えい検知装置について」は廃止する。